

# 目 次

## ○第1号（1月19日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 議案第 1号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	3
日程第 4 議案第 2号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第8号）につ いて	5
日程第 5 報告第 1号 専決処分について（損害賠償の額の決定について）	8
閉 会	9

令和 6 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

1 月 1 9 日 (金)

# 令和6年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

---

令和6年1月19日（金曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和6年1月19日（金曜日）午前10時47分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 議案第1号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第2号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について

日程第 5 報告第1号 専決処分について（損害賠償の額の決定について）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	飯塚久夫君	3番	浅見隆君
4番	齊藤将史君	5番	須田仁美君
6番	三俣実君	7番	波多野佐和子君
8番	小坂橋尚君	9番	生方勇二君
10番	善養寺孝君	11番	清水健一君
12番	早坂通君		

欠席議員（1名）

2番 吉澤浩一君

---

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長	山口誠一君	企画財政課長	飯塚邦守君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	早川弘行君	産業振興課長	岡部貴一君
建設課長	狩野宏記君	上下水道課長	富澤光彦君
会計課長	一倉学君	教育長	須永光明君
教育委員会 事務局 局長	足達哲也君		

---

事務局職員出席者

事務局 局長 浅見英一 書記 新井佐智子

## ◎開会・開議

午前10時47分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和6年第1回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

吉澤浩一議員から、足の検査入院により欠席の届出がありましたので、出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

1番飯塚久夫議員、3番浅見隆議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



## ◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



## ◎日程第3 議案第1号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第1号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案参考資料において説明を申し上げます。

議案参考資料1ページをお願いいたします。

趣旨・目的でございますが、戸籍法の一部改正を踏まえ、新たに手数料を徴収する事務及び金額を

定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

表の右側、現行に対して、左側、改正案のとおり、6の項、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務1件につき400円及び9の項、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務1件につき700円を追加するものでございます。

具体的に申し上げますと、戸籍等の提出を要する手続の中で、例といたしますと婚姻届や相続の手続の際に戸籍等の提出に代えることのできる個人識別符号を掲載した証明書を発行するための事務手数料を追加するというものでございます。

本臨時会に上程する理由といたしましては、施行日につきまして、関係法令のうち、戸籍法の改正に係る施行日が令和6年3月1日であることから、この日までに条例整備を行おうとするものでございます。

議案第1号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（生方勇二君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第1号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第2号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第2号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

[企画財政課長 飯塚邦守君発言]

○企画財政課長（飯塚邦守君） 議案第2号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

令和5年度榛東村一般会計補正予算（第8号）は、第1条において歳入歳出それぞれ5億2,068万3,000円を追加し、総額を89億8,650万5,000円とするものでございます。

あわせて、第2条において繰越しをお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、主に国が実施する低所得世帯に対する経済対策といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が再度交付されましたことから、該当世帯や対象者に対する給付金をはじめ、必要経費を追加するものでございます。

議案参考資料8ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段の表、16款2項1目総務費国庫補助金、補正額5,213万9,000円。説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、低所得世帯等への臨時給付金及び事務費が交付されたものを計上したものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお開きください。

上段でございますが、2款1項1目一般管理費、補正額33万3,000円のうち、11節役務費28万9,000円は、本年度の村職員採用試験手数料といたしまして、追加募集により受験者数が当初想定人数を上回ったため、追加で75人分の手数を追加しようとするものでございます。

12節委託料4万4,000円は、分限処分取消し訴訟に係る弁護士の交通費実費が提示されたため、これを計上するものでございます。

下段の3款1項1目社会福祉総務費、補正額5,213万9,000円のうち、一番下、12節委託料284万円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施するための電算システム等整備費でございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。

上から3行目、18節負担金、補助及び交付金4,910万円は、均等割のみ課税されている者で構成される世帯、400世帯分、1世帯当たり10万円の4,000万円と住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の児童182人に対しまして、1人当たり5万円の合計910万円を追加しようとするものでございます。

補足説明でございますが、昨年の補正予算で議決いただきました1世帯当たり3万円及び7万円の給付につきましては、住民税非課税世帯全てを対象にしたものでございまして、今回のものは住民税のうち均等割のみ課税世帯及び双方の18歳以下の児童に対する給付金でございます。

今後のスケジュールといたしましては、予算の議決後、電算業務委託契約を締結し、2月中旬に対象者に対して通知を送付いたします。3月下旬の振込を予定しておりまして、対象者は12月1日現在において住所が榛東村にあり、先ほど申し上げました要件を満たす世帯となっております。

申請手続きにつきましては、前回までの臨時給付金と同様に、先行通知の記載内容に変更がなければ手続き不要で振込を行います。確認書は、届いた世帯や転入転出などによって確認が必要な世帯のため、申請期限を5月31日までとするものでございます。

周知につきましては、時期を見て広報及びホームページで行いたいと考えております。

続きまして、10ページの下段でございます。

10款1項3目教育指導費、補正額21万1,000円は、村立幼稚園の在り方を探るため、7節報償費といたしまして3回程度の打合せや委員会に対する学識経験者等の報奨金17万1,000円、それから、その費用弁償の旅費といたしまして4万円を計上するものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第8号）の説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩をいたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 発言の訂正をお願いいたします。

議案書の3ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,268万3,000円が正しいところでございますが、先ほど5億2,068万3,000円と申し上げてしまいました。訂正いたします。

以上です。



○議長（生方勇二君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番浅見隆議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 3番、浅見です。

参考資料のほうの75人分の役務費28万9,000円ですか、職員費、何か追加になって75人分と言うんですけれども、この75人分の追加のやつがこの10ページの電算システム整備費等のデジタルトランスフォーメーションのエキスパートを養成するために設けた人間ではないんですね。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 職員採用試験分の不足分の75名ということでございますので、デジタル関係等は関係ございません。

○3番（浅見 隆君） はい、了解しました。すみませんでした。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第2号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第2号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第5 報告第1号 専決処分について（損害賠償の額の決定について）

○議長（生方勇二君） 日程第5、報告第1号 専決処分について（損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 報告第1号 専決処分について、報告いたします。

議案書並びに議案参考資料により説明申し上げます。

議案書は7ページ、議案参考資料は11ページからとなります。

議案書7ページをご覧ください。

専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定についてにより、損害賠償の額の決定を専決処分をしたので報告するものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の要旨は記載のとおりでございます。

事件の概要等でございますが、議案参考資料の11ページをご覧ください。こちらでご説明を申し上げます。

概要でございます。平成30年（行ウ）第19号分限処分取消し請求事件について。こちらにつきまして、令和4年9月30日に前橋地方裁判所において分限処分を取り消すことを命じる判決が言い渡されましたが、その後、令和4年9月30日付けで村は当該判決を不服とし、令和4年10月、東京高等裁判所に控訴いたしました。控訴中ではありましたが、令和5年8月9日付けで村としまして控訴を取り下げたことから、令和4年9月30日付けの前橋地方裁判所が言い渡した一審判決が確定となりました。

判決の確定に伴い、実際に支給した給与等と分限処分がなければ支給されていたはずの給与等の差額に対する各月ごとのおのおのの給与の支払日の翌日から支払日に至るまでの年5%の割合で算定をさせていただいた遅延損害金を支払ったことにより、この支払いを報告第1号として報告をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

---

◇

◎閉 会

○議長（生方勇二君） 本日上程いたしました案件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第1回臨時議会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時6分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 飯 塚 久 夫

榛東村議会議員 浅 見 隆